

## Q &amp; A

番号	質問	回答
運営等		
1	今回の募集は、A型のみが対象なのでしょうか。	今回はA型のみで募集いたします。
2	定員の構成要件はありますか。	募集要項に記載のとおり、原則1歳児9名、2歳児10名の計19名としてください。
3	募集地域内で重点エリアはありますか。	特に重点エリアの設定はなく、募集要項における募集地域が対象となりますが、利用者の利便性を踏まえ、南町田グランベリーパーク駅に近いことが望ましいです。
4	近隣に既存の教育・保育施設がある場合は、応募できないのでしょうか。	応募は可能ですが、近隣住民への対応と同様に、既存の教育・保育施設の運営事業者に対し、応募前に十分説明し、理解を得ることが必要であると考えます。
5	保育時間が8時間では対象になりませんか。	対象になりません。待機児童が解消されていない状況のため、保育標準時間認定の子も入所できるように11時間で募集しています。
運営実績について		
6	運営主体は個人では対象にならないのでしょうか。	対象になりません。小規模保育事業は組織的に運営する事業と考えるので、安定的な運営を行えるよう今回の募集では個人ではなく、法人を対象とします。
7	家庭的保育事業では運営実績にならないのでしょうか。	対象になりません。小規模保育事業は定員が最大19名のため、複数の保育士のローテーションなど組織として運営する実績が必要だと考えます。
8	応募資格における運営実績について、東京都と神奈川県としているのはなぜでしょうか。	町田市の立地上、神奈川県が隣接しているため、神奈川県も対象とします。
連携施設について		
9	連携施設は保育所等となっていますが、保育所以外にどのような施設が可能ですか。	保育所以外には、認定こども園又は長時間預かり保育を行っている幼稚園が可能です。11時間開所をしていることを条件とします。また、募集要項4ページの連携内容を満たすことができることも条件となります。
10	連携施設はいくつ設定すれば良いですか。	1施設は必ず設定する必要がありますが、複数の施設を設定することもできます。連携内容に応じて、適切に連携施設を設定してください。

## Q &amp; A

番号	質問	回答
設備要件		
11	自己所有物件でも可能ですか。	賃貸物件のみを想定しています。
12	小規模保育事業所に必要な設備は何でしょうか。	設備については、『町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例』の第28条をご覧ください。また、募集要項5ページの「(2)建物・設備の条件」も満たす必要があります。
13	定員に対する建物の面積基準はどのようになりますか。また、最低何㎡以上必要ですか。	面積基準は、『町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例』の第28条をご覧ください。園児1人あたりの必要面積を満たしており、小規模保育事業所として必要な設備が備えられていることが条件となります。大体の目安として、19人規模の場合、建物は延床面積で約100～200㎡必要と考えます。
14	小規模保育事業所の設置場所として、建物の階数の制限はありますか。	原則、地下に設置することはできません。施設の基準については、『町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例』の第28条をご覧ください。
15	2箇所2方向避難について教えてください。	建物外へ出るまでの経路及び敷地外に出るまでの経路は、いずれも2箇所2方向が必要であり、経路が重複しないように気を付けてください。避難路については、各室内から2方向に建物外へ出て公道まで退避できるようにしてください。また、出口及び最終的な避難位置のいずれについても、2箇所の非常口が原則として10m以上離れるよう心掛けてください。
16	駐車スペースは必ず設けなければいけませんか。	必ず設ける必要はありませんが、昨今児童の送迎に伴う駐車に関するトラブルが多くなっている現状を踏まえ原則確保してください。
17	屋外遊戯場(園庭)は敷地内になければなりませんか。	敷地内になくても可です。敷地内にはない場合は、近隣の公園などを代替園庭として保育を実施して頂くこととなります。
18	トイレや水飲場がなければ、代替園庭として指定できないのでしょうか。	原則、トイレと水飲場があることが必要条件となりますが、例えば、小規模保育事業所の目の前に公園がある場合などは代替園庭として指定できる場合もあります。また、隣接する公共施設等に児童が支障なく使用できる水飲み場とトイレが設置されている場合は、園庭にそれらの設備がなくても差し支えありません。
19	小規模保育事業所から代替園庭までの距離に何か規定はありますか。	明確な規定はありませんが、代替園庭までの経路が安全であること、小規模保育事業所から徒歩5分程度であることが一つの基準となります。園児の足で通うことが不可能な場合は、別の代替先をお願いする場合もあります。
20	園庭面積の最低基準はありますか。	町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例にありますとおり、2歳児一人当たり3.3㎡以上となります。

## Q &amp; A

番号	質問	回答
補助等		
21	改修費補助の残りを融資していただけるのでしょうか。あるいは自己資金となるのでしょうか。	市からの融資はございません。
22	改修費補助金は、総工事費による見直しなどはあるのでしょうか。	見直しはありません。
23	改修費補助金が交付されるのはいつでしょうか。	改修工事竣工後になります。
24	当該補助を受けた建物の改修費及び賃借料について、確定申告の際、仕入額控除に含めても差しつかえないでしょうか。	事業者が、本事業の対象となる建物の改修又は賃借において、確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合、当該仕入税額控除した消費税額に係る補助金相当額を返還してもらう可能性があります。
選考について		
25	選定基準はどのようなものですか。	募集要項6ページの選考基準項目をご確認ください。
26	選考方式を教えてください。	プロポーザル方式により行います。ご応募いただいた事業候補者の方にプレゼンテーションを行っていただき、提出書類と合わせて選考します。
その他		
28	開所時期を早めることはできますか。	入所の周知や手続き等がありますので、開所の時期を早めることはできません。
29	決定後、工事着手まではどのような流れになるのでしょうか。	事業者決定の後、設計等を行っていただき、工事業者を一般競争入札にて選定していただきます。公告文等は運営事業者に作成していただきますが、町田市も内容を確認し、入札時には立ち会います。その後、工事に着手していただきます。
30	近隣住民等への説明会等は、町田市と運営法人で行うことになりますか。また、猛反対が起きた場合でも、強行しますか。	説明会等は運営法人で行ってください。近隣の反対が強い場合は、運営法人でご判断いただくようお願いいたします。
31	保育所の名称は、運営法人で命名できますか。	運営法人から市に事前に提案をしていただき、協議の上で決定します。
32	社会情勢に鑑み、入所率や運営状況を踏まえ、状況に応じて閉園に向けての協議をするとありますが、どのような場合でしょうか。	入所児童数が定員の半分以下となった場合や小規模保育事業の収支が赤字になった場合については協議の対象になると考えています。また、上記のような場合に関わらず、開所から10年前後を目安にして1度は運営や経営に関して協議を行いたいと考えています。
33	協議後、どのような場合に閉園の対象となるのでしょうか。	入所児童数等を検討した上で、将来的に運営の継続が困難な場合に閉園の対象となります。